

マイナ保険証を医療機関等の窓口で利用すれば

げんどがくてきょうにんていしょう

限度額適用認定証の提示が不要になります！

- マイナンバーカードなどを限度額適用認定証として利用することで、今まで事前に行っていた認定証の発行手続きが不要になります！**

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます

データに基づく、より良い医療が受けられます



使ってみよう！
マイナ保険証

- なにが変わるの？**

① 医療機関・薬局等に、オンライン資格確認システムが導入されました。

オンライン資格確認システムとは、医療機関・薬局等の窓口で、マイナンバーカードや資格確認書を利用し、オンライン上で、加入している医療保険の資格情報等を確認することができるシステムです。

システムを導入した医療機関等の一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されています。(右のQRコードからアクセスください。)



② マイナンバーカードの利用登録をすると、健康保険証として利用できます。

オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、事前にマイナンバーカードの健康保険証利用の登録をしておく、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。令和6年12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化されたマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました。なお、マイナ保険証を使わない場合は、資格確認書を使用することができます。

③ マイナンバーカードなどが、限度額適用認定証としても利用できます。

今までは、事前に区へ申請し、認定証の交付を受け、医療機関等に提示をする必要があった「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても、適用区分がシステムで確認できれば、認定証の発行手続きが不要になります。(情報提供への同意が必要な場合があります。)

※以下に該当する方は、引き続き、区へ限度額適用認定証の交付申請が必要です！

- ・オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ・申請月以前12か月に90日を超える長期の入院をされていて、食事療養費が減額の対象になる場合
- ・国民健康保険料の滞納がある世帯の場合

- まずは登録！以下のQRコードから申請方法をチェック！**

★マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードの「申請方法」
はこちらへ！ ⇒



★マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードの「健康保険
証利用の登録」はこちらへ！ ⇒

